

平成 30 年 12 月 5 日

養父市議会議長 深 澤 巧 様

生活環境常任委員会
委員長 植 村 和 好

生活環境常任委員会調査報告書

閉会中において、本委員会の所管事務につき調査したことを次のとおり報告する。

記

- 1 調査年月日 平成 30 年 11 月 19 日 (月)
- 2 調査事項 指定管理施設の現状と今後について (生活環境常任委員会所管分)
- 3 調査内容

平成 28 年 3 月に策定した養父市公共施設等総合管理計画では、市が保有する公共建築物の総延床面積を今後 40 年間で 48%削減するとしており、市は最初の 10 年間に 15%削減する計画で施設の廃止や譲渡を進めている。平成 30 年度末は、所管の指定管理施設のうち多くの施設が指定期間の満了を迎えることから、その実態把握及び将来見通しについて調査した。

(1) コミュニティセンター・集会所について

市は、コミュニティセンター・集会所について、条件の整った施設から順次地元区への無償譲渡を進めている。今年に入り、施設を地元区へ譲渡するため、財産の無償譲渡に係る議案を 3 月議会に 8 件、9 月議会に 4 件上程した。12 月議会にはさらに 3 件の上程を予定している。

人権・協働課は、区長会総会等での説明のほか、要望があれば各区に出向いて説明している。

(2) 産業振興施設について

産業環境部が所管する指定管理施設は 25 施設ある。このうち農林振興課所管施設が 5 施設、商工観光課所管施設が 20 施設ある。

農林振興課所管施設は 5 施設すべてが平成 30 年度中に指定期間の満了を

迎える。このうち2施設について、現在の指定管理者である団体などに譲渡する方向で具体的な協議を進めている。また、1施設については、条例を廃止し普通財産として市が管理する考えである。

商工観光課所管施設のうち14施設が指定管理の満了を迎える。このうち2施設は現在の指定管理者である地元区などに譲渡する方向で具体的な協議を進めている。当面は現状の指定管理を維持するとして2施設を除き、他の10施設についても譲渡等に向け協議をすることとしている。

〈まとめ〉

平成30年度は、多くの指定管理施設が指定期間の満了を迎えることから、公共建築物の総延床面積の48%削減を目標とする公共施設等総合管理計画の達成に向けて継続・譲渡・廃止など、施設の方向性について方針を示す時期に来ている。

コミュニティセンター・集会所については、施設本来のあり方をわかりやすく説明し地元の合意を得た上で、速やかな譲渡に向け目標年次を設けるなどスピーディーな対応が求められる。

産業振興施設については、指定管理を継続するものと譲渡を進めるものがあるが、継続する場合の指定管理料や譲渡する場合の条件など、公平性を担保する基準が必要である。

その他、指定管理施設の位置や用途によっては、他市町との広域的な取組も検討されたい。

公共施設等総合管理計画の推進においては、人口減少など社会動向を見据えながら必要となる見直しを行い、市民への十分な説明責任を果たしつつ公共施設の適正化に努められたい。